

発議第 2 号

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する
規則の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を次の
とおり制定する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 2 日

提出者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 富士谷 英正

賛成者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 久保 久良

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成１９年滋賀県後期高齢者医療広域連合議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第１４章 議員の派遣（第９９条）

第１５章 補則（第１００条）」を

「第１４章 全員協議会（第９９条）

第１５章 議員の派遣（第１００条）

第１６章 補則（第１０１条）」に改める。

第１００条を第１０１条とする。

第１５章を第１６章とする。

第９９条を第１００条とする。

第１４章を第１５章とし、第１３章の次に次の１章を加える。

第１４章 全員協議会

（全員協議会）

第９９条 法第１００条第１２項の規定により議会の運営に関し協議又は調整を行う場として、
全員協議会を設ける。

２ 全員協議会は、議員全員で構成し、議長が招集する。

３ 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。